

政策Ⅱ－３－（１）－②

取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化

1. 目標等

達成すべき目標	市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。 【根拠】証券取引法第1条、証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理等
測定指標	取引の公正の確保の状況 ・証券取引に関する苦情・相談の内容・件数

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 証券取引所の機能強化に向けた取組み ② 証券会社の市場仲介機能等の発揮に向けた検討等
参考指標	① 取引所規則等の検討・実施状況 ② 証券業協会等における各種取組みの検討状況

3. 政策の内容

証券取引所は、有価証券市場の開設者として、公正で透明な市場運営に努めることが求められています。そのためには、規制当局自身の取組みのみならず、有価証券市場における取引の現場により近いものとして、証券取引所の持つ自主規制機能が公正かつ十全に発揮されることが必要であると考えています。

また、取引の公正を確保するためには、証券会社の市場仲介者としての機能等が発揮されることが必要であると考えています。

4. 現状分析及び外部要因

一部の上場会社による証券市場の公正性・透明性を損なう事案が発生したことを契機に、通常の規模を大幅に超えた株式分割など、実施方法やタイミングによっては市場の混乱を招きかねない行為に注目が集まることとなりました。このような行為への対応等も含め、証券取引所の上場制度のあり方を全般にわたって見直すため、東京証券取引所（以下「東証」という。）は「上場制度総合整備プログラム」（18年6月22日）を策定・公表しました。一方、金融庁においても、証券取引所を巡る諸問題につ

いて検討・アドバイス頂くため、「証券取引所のあり方等に関する懇談会」を開催しています。

また、昨今の投資家による不公正取引や発行体による不正行為の中には、証券会社が市場仲介者としてのチェック機能を適切に発揮していれば防げたのではないかとと思われる事例があります。さらに、17年に発生した誤発注による株式市場の混乱や証券会社のシステム障害による円滑な取引の阻害に見られるように、証券会社がオペレーションの信頼性を維持していれば防止できていたのではないかとと思われる事例もあります。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 証券取引所の機能強化に向けた取組み

金融庁において開催している「証券取引所のあり方等に関する懇談会」において、証券取引所自身の上場問題や自主規制機能等との関係等について論点を整理し、18年9月に「わが国証券取引所をめぐる将来ビジョンについて（論点整理（第三次））」を取りまとめました。

また、東証では、「上場制度総合整備プログラム」において、直ちに実施する事項として整理された項目を中心として、東証関係規則を改正し、18年12月に施行しました。具体的には、証券市場における企業行動の尊重事項や上場会社における情報開示の充実を図るなど、証券取引所の機能強化に向けて取り組みました。なお、東証の実施した規則改正のうち、他の証券取引所にも共通するような項目については、他の証券取引所においても、同様の規則改正がなされています。

さらに、19年3月27日、東証の「上場制度整備懇談会」が、検討テーマごとに具体化に向けた道筋及び議論の方向性について「中間報告」を取りまとめました。東証においては、当該中間報告の提言内容を踏まえ、今後の上場制度の整備に向けた基本的な実行指針として「上場制度総合整備プログラム 2007」（19年4月24日）を策定・公表しています。

② 証券会社の市場仲介機能等の発揮に向けた検討等

日本証券業協会（以下「日証協」という。）では、18年6月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が策定・公表した論点整理を踏まえ、協会規則の改正を行うなど証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた各種の取組みを実施しています。また、金融庁では、監督局証券課に「市場機能支援室」を設置し、自主規制機関の自主的な取組みを側面から支援する等の取組みを行っています。

(2) 評価

① 証券取引所の機能強化に向けた取組み

取引所関係規則の改正により、上場会社が株式分割等を行う際に流通市場への影響を配慮すること等により、取引の公正の確保が期待されます。

② 証券会社の市場仲介機能等の発揮に向けた検討等

日証協の各種ワーキンググループ等における検討及び市場機能支援室によるサポートの結果、日証協の諸規則の改正等が行われ、新規上場会社の引受け等の審査の充実・強化が図られています。証券会社では、より高度で強固な内部管理態勢の構築が進められており、これらは、論点整理の目標である「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化」に資するものとなっています。

(参考) 金融サービス利用者相談室における投資商品・証券市場制度等に関する相談等の受付件数は、17 事務年度 11,210 件、18 事務年度 10,342 件となっている。

6. 今後の課題

東証においては、「上場制度総合整備プログラム 2007」に沿って、引き続き、上場制度の整備を行っていく必要があります。

また、「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が策定・公表した論点整理により提示された論点で、19 年 6 月末時点において検討・対応を終わっていない課題について、今後速やかに検討する必要があります。日証協及び証券会社においては市場仲介機能の充実・強化を図る必要があります。また、当庁としても、自主規制規則等の検討状況を踏まえつつ、監督指針等に基づき各証券会社における取組み状況のチェックを行っていく必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討（証券取引所の国際競争力の強化に関する検討）等を行う必要があります。

【18 年度の達成度及び判断理由】 B

証券取引所の機能強化及び証券会社の市場仲介機能等については、規則改正等の対応が行われたものの、さらなる検討の必要性があることから、B と評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 東証「上場制度総合整備プログラム（18年6月版）に基づく対応状況（19年3月現在）」
- ・ 取引所規則の整備の実施状況
- ・ 証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理（18年6月30日）

10. 担当課室名

総務企画局市場課、監督局証券課